

千葉県教育委員会会議議事録

令和3年度第14回会議（定例会）

1 期 日 令和4年3月22日（火） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時50分

2 教育長及び出席委員

教育長 富塚 昌子
委員 井出 元
岡本 毅
貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長 山口 新二
教 育 次 長 伊藤 賢

企画管理部

企 画 管 理 部 長 長谷川 聡
企 画 管 理 部 次 長 武内 貢一
教 育 総 務 課 長 中西 健
教育総務課副参事兼人事給与室長 原 義明
教 育 政 策 課 長 西原 正男
企画管理部副参事兼高校改革推進室長 島崎 一広

教育振興部

教 育 振 興 部 長 浅尾 智康
学 校 危 機 管 理 監 日根野達也
教 育 振 興 部 次 長 海宝 伸夫
生 涯 学 習 課 長 鈴木 真一
児 童 生 徒 課 長 榊原 正策
特 別 支 援 教 育 課 長 青木 隆一
教 職 員 課 長 富田 浩明
文 化 財 課 長 田中 文昭
体 育 課 長 伊藤 政利

企画管理部

教 育 総 務 課 人 事 班 長 秋山 祥子
同 主 査 福田 洋介
同 副 主 査 齊藤 裕太
同 主 幹 兼 文 書 ・ 情 報 室 長 加藤 浩史
同 主 事 林 優里子
教育政策課高校改革推進室主幹 岡野 秀次
同 副 主 幹 鎌田 康慎
財 務 課 予 算 班 副 主 査 新井 翔太

教育振興部

生涯学習課主幹兼社会教育振興室長	柳生 浩之
児童生徒課主幹兼生徒指導・いじめ対策室長	森 裕嗣
同 指導主事	増田 智秀
特別支援教育課主幹兼教育支援室長	根本 敦
同主幹兼特別支援学校整備室長	吉原 文昭
教職員課管理主事兼小中学校人事班長	梅津 清治
同 主幹兼管理室長	工藤 秀昭
同 主席管理主事	澁谷 義範
同 主席管理主事	土屋 敦
同 管理主事	村井 孝司
同 管理主事	榎本 武人
同主幹兼県立学校人事室長	齋藤 俊介
同主席管理主事兼特別支援学校班長	吉田 正巳
文化財課副課長	高梨 俊夫
同 主任上席文化財主事	黒沢 崇
同 主事	宮田 桃子
体育課副課長	鈴木 賢一
同 施設・調整班長	山口 崇憲
同指導主事兼生涯スポーツ班長	林 俊則
同 指導主事	矢野 哲司

事務局

企画管理部教育総務課	
主幹兼委員会室長	佐藤 祐児
同 副主幹	山口 聖剛
同 主査	赤羽 大輔
同 主査	伊能 昌邦

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 井出 元 委員

6 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第61号議案から第90号議案の議案30件である。第82号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事との協議等」に該当することから、第83号議案から第90号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

7 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を井出委員に願う。

8 審議事項

第 6 1 号議案 県立高校改革推進プランについて

【企画管理部副参事 兼 教育政策課高校改革推進室長】

本件は、「県立高校改革推進プラン」を決定しようとするものである。現行の「県立学校改革推進プラン」に続く新たな計画の策定のため、令和 3 年 6 月に「次期県立高校改革推進プラン策定懇談会」を設置し意見を伺うとともに、教育関係者・関係団体等から意見聴取を行ってきた。また、令和 3 年 1 2 月 2 2 日には「次期県立高校改革推進プラン（案）」を公表し、パブリックコメントによる県民からの意見募集を行ったところである。このような、各方面にわたる様々な議論や県民の方々の意見・要望等を踏まえ、プランの理念に照らし、より良い方向での検討を進めてきた。

本プランは、令和 1 3 年度までの 1 0 年間の県立高校改革に関する基本的な考え方を示すものであり、実施に当たっては、具体計画である「実施プログラム」に基づき、魅力ある県立高校づくりの推進、及び、県立高校の適正規模・適正配置を進めていく。

県立高等学校の現状と課題として、多様化する生徒のニーズへの対応や、関係各所との連携による系統的なキャリア教育・職業教育の必要性、さらには人口の減少を踏まえた高校の適正配置の在り方について検討する必要がある。これらの現状と課題を踏まえ、本プランでは目指すべき県立高等学校像として 4 つの基本的コンセプトを示している。

- (1) 予測困難な時代の中で、生徒が主役となり、未来を切り開く力を育む学校
- (2) 各校の特色化を進め、生徒・教職員が生き生きと活動して、「自信」を育む学校
- (3) 一人一人の可能性を広げ、地域から世界まで様々な舞台で活躍できる生徒を育てる学校
- (4) 身近な課題を探究するなど、地域との絆を深め、地域とともに発展する学校

また、これらの基本的コンセプトを受け、8 つの改革の方向性を示している。さらには、本プランの実施に当たっては、4 点の重点事項を掲げている。

1 点目は、各高等学校が策定する「スクール・ポリシー」を基点とした「全ての高校の魅力化と学びの改革」である。2 点目は、高校が小・中学校のキャリア教育を支援することによる、系統的な「キャリア教育・職業教育の充実」である。3 点目は、学科や学校の枠を越えた「学校間連携」による幅広い学びの機会の提供である。そして 4 点目は、現代における広報の重要性を踏まえた「戦略的な広報」の推進である。これらの重点事項を踏まえ、県立高校の魅力化を推進していく。

続いて、「Ⅱ 魅力ある県立高校づくりの推進」には、各学科や教育内容ごとに、具体計画の方向を記載した。普通科においては、普通教育を主とする学科等の設置や、時代や社会が求める人材の育成に向けたコースの更なる拡充などを検討していく。職業系専門学科においては、時代のニーズを踏まえた新たなコースの設置や、起業家精神を有する人材の育成、外部機関との連携を一層推進するコンソーシアムの設置等、今後求められる産業の方向性を踏まえた教育の充実を検討していく。さらには、総合学科における S T E A M 教育の導入、大規模な単位制高校の設置、地域連携アクティブスクールの拡充などについても検討していく。

最後に、「Ⅲ 県立高校の適正規模・適正配置」については、今後 1 0 年間で見込まれる中学校卒業生数の大幅な減少を踏まえ、本計画では 1 0 組程度の統合を見込んでいる。統合については、人口減少が教育の地盤沈下を引き起こさないよう、学校・地域の状況等に配慮しながら検討していく。

【貞廣委員】

今後の進め方についてお願いしたい。1 点目は学校間連携と再配置に関わることだが、オンラインによる学校間のネットワークの活用や、それに伴う配置計画の見直しを柔軟に進めてほしい。2 点目は変化の激しい時代であるので、計画の修正については柔軟に対応してほしい。3 点目は、コンソーシアムやコミュニティ・スクールについて。コーディネーターを配置していくことになるだろうが、持続可能な施策となるよう、コーディネーターの育成も視野に入れてほしい。

【企画管理部副参事 兼 教育政策課高校改革推進室長】

御要望いただいた点について、今後策定するプログラムも踏まえ、引き続き検討してまいりたい。

【岡本委員】

今後10年に渡る長期計画であるが、その中でも「変わるもの」と「変わらないもの」がある。プランの「理念」については変えず、具体的な施策については柔軟に対応していただきたい。

【企画管理部副参事 兼 教育政策課高校改革推進室長】

今後の変化に対応できるよう努力していきたい。

【井出教育長職務代理者】

第61号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第61号議案は、原案どおり可決する。

第62号議案 第3次特別支援教育推進基本計画について

第63号議案 第3次県立特別支援学校整備計画について

【特別支援教育課長】

まず、第62号議案、「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」について説明する。

この計画は、本県の特別支援教育の基本的な考え方と具体的な取組をまとめたもので29年度に策定した「第2次計画」の考え方を引き継ぎつつ、一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進をテーマとしている。計画は19ページ・20ページの白抜き文字で示されている5つの重点項目で構成されている。障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実や特別支援学校の整備と機能の充実などの項目に、今日的な課題であるICTの利活用による教育の質の向上などを織り込みながら展開していく。

この計画案については、教育委員の皆様からの御指摘や本年1月からおよそ1か月間実施したパブリックコメントでの御意見等を参考に、より丁寧でわかりやすい表記となるよう文言を修正し、3月9日の教育委員勉強会で御報告したのち、最終案とした。推進基本計画については以上である。

続いて第63号議案、「第3次県立特別支援学校整備計画」の策定について説明する。本議案は、第3次県立特別支援学校整備計画を定めようとするものである。

県立特別支援学校の過密状況を解消するため、平成23年3月の「県立特別支援学校整備計画」に引き続き、平成29年10月に「第2次県立特別支援学校整備計画」を策定し、過密状況への対応を進めてきた。計画の最終年度に当たり、今後10年間を見通してみると、今後も受入規模を大きく上回る在籍者数が見込まれること、また、令和3年9月には特別支援学校設置基準が策定され、既存校を含め、その趣旨を踏まえた対応を検討していく必要があることから、第2次整備計画に続く計画として、「第3次県立特別支援学校整備計画案」を作成した。この計画では知的障害と肢体不自由の特別支援学校において、現在、教室不足等の過密状況にある分が1,065人分、今後の増加見込み分として270人分、合計で1,335人相当の対応が必要になると見込んでいる。

その具体的対応であるが、別冊の「整備計画」にあるように、過密状況への対応の具体的な手法として、県立学校及び市町村立学校の転用可能な校地・校舎等を活用した学校の新設・既存校舎の増築等を考えている。

本計画も推進基本計画と同様、教育委員の皆様からの御指摘やパブリックコメントに加え、県議会での議論や関係団体等からの御意見も参考に検討し、最終案とした。

【花岡委員】

保護者の自己実現について申し上げたい。通学にあたって保護者が時間をとられ、保護者自身の時間が無くなってしまうことについて明記していただき感謝する。ただ、子供の面倒は保護者が見るのが当たり前だという考え方が根深く残っていることがハードルとなっており、保護者が自分の時間を大切にし、自分の人生を見つめなおすことが大事であることを、学校で伝える取組をお願いしたい。

【特別支援教育課長】

本計画の内容を保護者、県民に丁寧に説明していきたい。

【井出教育長職務代理人】

第62号議案及び第63号議案について、一括して採決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第62号議案及び第63号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第62号議案及び第63号議案は、原案どおり可決する。

第64号議案 第13次千葉県体育・スポーツ推進計画について

【体育課長】

本県では、昭和37年に体育・スポーツの振興計画を策定し、その後5年ごとに見直してきた。本議案は、スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、千葉県体育・スポーツ振興条例に基づき、令和4年度から8年度にわたる第13次「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定しようとするものである。

本計画のねらいは、本県の今後5年間を見通した体育・スポーツの方向性を示すもので、概要にもあるように、基本理念を『する・みる・ささえるスポーツのさらなる推進、「知る」から広がる充実スポーツライフ』としている。すべての県民が、スポーツの意義や価値を理解することにより、ライフステージに応じた多様なスポーツに日常的に親しみ、健康で活力のある生活を送り、互いに支え合うコミュニティの形成を目指す。また、東京オリンピック・パラリンピックを契機としたパラスポーツの充実発展にも合わせて取り組んでいく。

計画の構成であるが、それぞれの施策が独立しているのではなく、他の施策とお互いに繋がり、関わり合うことが多いことから、第12次計画を継承し、「リンク」と表記している。AからFのリンクがお互いに繋がり、関わり合って相乗効果が生まれると考えている。6つのリンクのうち、新規にリンクC『誰もがともに楽しめるパラスポーツの推進』を設け、一人一人が輝く共生社会の実現に向けて、パラスポーツの更なる推進に取り組んでいく。また、各リンクに「知る」という要素を取り込み、「する・みる・ささえる」スポーツのさらなる推進を図っていく。

本計画の策定に当たっては、庁内各課からなるワーキンググループ会議で原案を作成し、千葉県スポーツ推進審議会やパブリックコメントなどにより、多くの皆様から御意見をいただき

た。今後は、この計画をもとに各リンクの具体的な施策を推進し、本県の体育・スポーツの更なる発展に向けて取り組んでいく。

【花岡委員】

パラスポーツの推進、パラアスリートへの強化支援の推進についてリンクし、入れていただき感謝したい。現段階ではパラスポーツが社会に認知されて、愛好者が増えていくということが目的の一つだと思うが、将来的には、障がい者がやるとなると受益者負担というところの感覚が薄いので、公共がどこまでお金をだすかということが一つの課題だと思う。パラスポーツが自立していく、当事者がビジネスに変えていくといった取組も将来的に見通して、この計画を進めていただけるとありがたい。

【体育課長】

今後とも関係機関、専門家の皆様の御意見をいただきながら推進していきたい。

【井出教育長職務代理者】

第64号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第64号議案は、原案どおり可決する。

第65号議案 千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

第66号議案 千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

第67号議案 教育機関組織規則の一部を改正する規則の制定について

第68号議案 教育長の所掌事務の一部を教育事務所の所長等に委任する規程の一部を改正する訓令の制定について

第69号議案 さわやかちば県民プラザ等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【企画管理部副参事 兼 教育総務課人事給与室長】

第65号議案から第69号議案は、規則等の一部を改正するものであるため、一括して、主な改正理由について説明する。

まず、第65号議案「千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定」については、1の(1)の組織の移管、見直しによるもの、(2)の千葉県文化財保護条例の改正によるもの、千葉県社会教育委員条例の廃止に伴うもの、その他軽微な修正を行うものである。

続いて、第66号議案「千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定」については、1の(1)の組織の移管、見直しによるもの、(2)の千葉県職員服務規程の改正によるもの、千葉県財務規則の改正によるもの、その他軽微な修正を行うものである。

第67号議案「教育機関組織規則の一部を改正する規則の制定」については、組織の移管、見直しにより、対象となる教育機関から博物館に関するもの等を削るものである。

第68号議案「教育長の所掌事務の一部を教育事務所の所長等に委任する規程の一部を改正する訓令の制定」については、組織の移管、見直しにより、委任する教育機関の長から博物館の館長等を削るものである。

第69号議案「さわやかちば県民プラザ等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定」については、組織の移管、見直しにより、対象となる教育機関から博物館に関するものを削るものである。

施行期日については、令和4年4月1日からを予定している。

議案の説明は以上であるが、内容の変更を伴わない、立法技術上の字句の訂正等が必要となる場合については、事務方にこれを一任していただきますようお願いする。

【井出教育長職務代理者】

第65号議案から第69号議案について、一括して採決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第65号議案から第69号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第65号議案及び第69号議案は、原案どおり可決する。

- 第70号議案 博物館協議会運営規則を廃止する規則の制定について
- 第71号議案 博物館管理規則を廃止する規則の制定について
- 第72号議案 千葉県立房総のむら管理規則を廃止する規則の制定について

【文化財課長】

第70号議案から第72号議案については、関連があるので一括して説明する。

本件は、令和4年4月の組織改正に伴い、文化に関すること（文化財保護を除く。）を知事で所管することから、対象となる業務に関する規則を廃止する規則を制定するものである。

【井出教育長職務代理者】

第70号議案から第72号議案について、一括して採決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第70号議案から第72号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第70号議案から第72号議案は、原案どおり可決する。

- 第73号議案 千葉県総合スポーツセンター管理規則を廃止する規則の制定について
- 第74号議案 千葉県総合スポーツセンター射撃場管理規則を廃止する規則の制定について
- 第75号議案 千葉県総合スポーツセンター東総運動場管理規則を廃止する規則の制定について
- 第76号議案 国際総合水泳場管理規則を廃止する規則の制定について

【体育課長】

第73号から第76号議案については、関連があるので一括して説明する。

本件は、令和4年4月の組織改正に伴い、千葉県総合スポーツセンター、同センター射撃場、同センター東総運動場、国際総合水泳場の施設管理に関する事務を知事部局に移管するため、これらの施設の管理規則を廃止する規則を制定するものである。

【井出教育長職務代理人】

第73号議案から第76号議案について、一括して採決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第73号議案から第76号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第73号議案及び第76号議案は、原案どおり可決する。

第77号議案 千葉県教育庁等行政文書規程の一部を改正する訓令の制定について

【教育総務課長】

教育庁等行政文書規程は、本庁及び所における公印及び行政文書の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

今般、改正が必要となった理由は、美術館・博物館の移管等組織改正、「千葉県行政文書規程」改正及び押印見直しのためである。

改正内容であるが、まず、組織改正等に伴い、課又は所の廃止や課名の変更が生じるため、課又は所の公印について定める別表第一から第三について改正するものである。

次に、千葉県行政文書規程は、令和2年4月以降、令和4年1月までに、電子決裁の徹底等のために改正されている。具体的には、行政文書の受領から、起案、供覧、廃棄までの一連の処理において、電子決裁を原則とし、紙による処理を例外とすることや、公印の押印を省略できる文書の範囲等を拡大するなどの改正がなされている。

電子決裁の徹底等は県全体で推進すべきものであることから、教育庁においても、該当規定について、知事部局と同様に改正するものである。

次に、県においては、押印見直し方針を定め、行政手続等における押印見直しを進めているので、この際、同方針に基づき押印を廃止すべく、第8号様式から第10号様式を改正するものである。最後に、施行期日は、いずれも令和4年4月1日としている。

【井出教育長職務代理人】

第77号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第77号議案は、原案どおり可決する。

第78号議案 県立学校行政文書規程の一部を改正する訓令の制定について

【教職員課長】

まず、電子決裁を目的とする改正について、主な改正点は、現行の規定で書面起案に限定していた「起案内容が重要若しくは異例なもの、秘密を要するもの又は合議を要するもの」について、第15条第1項の改正により電子起案を可能にした。また、公印の押印については、第31条の改正により公印を押印しなければならない場合を制定し、それ以外は公印の押印を省略できる扱いとしたところである。なお、県立学校には、配付パソコンが配付されていない教職員が多数おり、電子決裁が行えない実態がある。このことについては、通知によって書面起案できるよう対応していく。

次に、電子決裁の推進以外の改正点について、令和4年4月1日に流山市に開校する「千葉県立東葛の森特別支援学校」を別表第2に追加し、文書記号を「東森特」としたところである。

施行期日については、令和4年4月1日を予定している。なお、内容の変更を伴わない、立法技術上の字句の訂正等が必要となる場合については、事務方にこれを一任していただくようお願いする。

【井出教育長職務代理人】

第78号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第78号議案は、原案どおり可決する。

第79号議案 社会教育委員会議運営規則を廃止する規則の制定について

【生涯学習課長】

廃止の理由としては、令和4年2月定例県議会において「千葉県生涯学習審議会条例の一部を改正する等の条例案」が可決されたことにより、千葉県社会教育委員条例が廃止され、「千葉県生涯学習審議会」に「千葉県社会教育委員の会議」が統合される。このため、社会教育委員の会議の運営について定めた社会教育委員会議運営規則を廃止しようとするものである。

次に、廃止内容については、社会教育委員会議運営規則を廃止する規則を制定し、社会教育委員会議運営規則を廃止する。

【井出教育長職務代理人】

第79号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第79号議案は、原案どおり可決する。

第80号議案 県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

【特別支援教育課長】

このたびの改正は、第2次県立特別支援学校整備計画に基づき、千葉県立東葛の森特別支援学校が新設され、千葉県県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例が制定されたことに

伴うものである。具体的には、名称に「千葉県立東葛の森特別支援学校」、障害種別に「知的障害」、部及び学科に「高等部」「普通科」を追加する。

また、第2次千葉県特別支援教育推進基本計画に基づき、地域ごとに拠点となる特別支援学校の教育機能、支援機能を多様化し、「総合的な教育機能を有する特別支援学校」として、複数の障害種に対応できるようにする。具体的には、県立野田特別支援学校と県立矢切特別支援学校に「肢体不自由」を加える。このような学校を全県で展開していくことにより、障害のある幼児児童生徒が、居住地により近い所で教育・支援を受けられるようになる。新たな障害種の追加に伴って通学区域が変更となる特別支援学校には、保護者説明会を開催し、説明を行った。関係校においては、肢体不自由のある児童生徒の教育的ニーズにしっかりと応えられるように、今後も研修を積み重ねていく。

【貞廣委員】

第63号議案の特別支援学校整備計画に関連して、障害を抱えている子供こそ、居住地に近い、地域社会とのつながりを意識してほしい。

【特別支援教育課長】

子供たち一人一人が地域で輝けるよう努めていく。

【井出教育長職務代理人】

第80号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第80号議案は、原案どおり可決する。

第81号議案 千葉県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【文化財課長】

この度の文化財保護法の一部改正で地方公共団体による文化財の登録制度が新たに規定されたことに伴い、県内でも文化財の登録制度を新設するため、千葉県文化財保護条例の一部を改正する条例が2月定例県議会で制定された。この条例の改正にあわせ、登録制度の導入にあたり必要となる規則を定めるため、現行の施行規則について所要の改正を行うものである。規則の改正内容は、各分野の文化財を登録した際に必要となる届出等の内容や様式についてで、国の登録文化財の規則に準じて規定している。規則の施行期日は法律及び条例改正の施行と合わせ、令和4年4月1日である。

【井出教育長職務代理人】

第81号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

第81号議案は、原案どおり可決する。

教育長報告 令和4年2月定例県議会の概要

【教育長】

はじめに、議案についてであるが、教育委員会関係は、資料1ページから9ページまでの「議案説明資料」のとおり、

議案第1号「令和4年度千葉県一般会計当初予算」

議案第19号「令和4年度千葉県特別会計奨学資金予算」

議案第25号「令和3年度千葉県一般会計補正予算（第18号）」

議案第42号「令和3年度千葉県特別会計奨学資金補正予算（第1号）」

議案第62号「千葉県生涯学習審議会条例の一部を改正する等の条例の制定について」

議案第63号「千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第64号「千葉県文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第65号「千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

が提案され、原案どおり可決された。

次に、本会議における代表質問及び一般質問についてであるが、「教科担任制の導入について」に関する質問などが67件、予算委員会に関する質問が83件あった。詳細は、「令和4年2月定例県議会「本会議」質問項目一覧表（教育関係）」「令和4年2月定例県議会【予算委員会】答弁要旨目次」のとおりである。このうち、主なものについて、その内容を報告する。

教育問題について、「教科担任制の本格導入を踏まえ、今後、学力向上にどのように取り組んでいくのか。」との質問には、「県教育委員会では、児童生徒一人一人にきめ細かな指導ができるよう、教員を補助して授業等の支援を行う学習サポーターを配置したり、本県の課題となっている記述力を育てるための授業モデルを示して授業改善に取り組んだりしています。また、抽象的な思考力が高まり、各教科の学習内容がより高度化する小学校高学年に対し、国から加配される専科教員を活用して教科担任制を推進し、児童の理解度を一層深めるとともに、中学校の学習への円滑な接続を図ることとしています。さらに、興味関心や好奇心を喚起し、学習意欲を高めることが重要な時期である小学校低学年・中学年に対し、県独自に専科教員を配置することで、引き続き千葉県の未来を担う子供たちの学力向上に努めてまいります。」と答弁をした。

「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画では、どのように本県の特別支援教育の推進に取り組んでいくのか。」との質問には、「第3次計画では、「一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」という基本的な考え方の下、今後10年間を見据え、障害のある子供の支援体制の充実、ICTの利活用、特別支援学校の整備など5つの重点項目を掲げ各種施策を推進することとしています。具体的には、医療的ケア児が安心して地域の学校で学べるような校内体制の整備、障害の状態に応じたICTの活用による学びの充実、卒業後の豊かな生活に向けた教育の充実などを目指すとともに、「第3次県立特別支援学校整備計画」を別途策定し、学校の新設及び既存校舎への増築等により教室不足等の過密状況に対応してまいります。これらの施策により、将来の自立と社会参加に向け、障害のある幼児児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばす教育を行うとともに、障害の有無に関わらず認め合い、支え合う社会の実現を目指してまいります。」と答弁をした。

スポーツ・文化について、「県立博物館・美術館をどのように充実させ、活用していくのか。」との質問には、「県立博物館・美術館は、貴重な歴史的資料や芸術品などの文化的な財産を守り伝えるとともに、県民の生涯学習の充実を支え、子どもたちが文化や芸術に親しみ、また、より深く郷土を知るための役割を果たしてまいりました。知事部局へ移管した後は、まちづくりや観光、産業、福祉といった様々な分野との連携により、文化的な財産の魅力を引き上げ、地域の活性化に寄与するなど、県民の文化芸術活動の中核を一層担えるよう取り組んでまいります。今後は、こうした役割や取組をしっかりと継承した上で、組織や人員配置を見直すなど機能強化に努めるとともに、さらには学芸員の能力を引き出し新たな試みの展示や企画を創出し、活動の充実を図ってまいります。」と答弁をした。

次に、文教常任委員会における質問についてであるが、3月18日の本会議において、文教常任委員会委員長より、審議状況について報告があった。詳細は「令和4年2月定例県議会

文教常任委員会委員長報告」のとおりである。

教育長報告は終了。

<傍聴・報道 退出>

第 8 2 号議案 博物館の基本的事項を定める規則の制定について

文化財課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 8 3 号議案 千葉県いじめ対策調査会委員の任命について

児童生徒課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 8 4 号議案 千葉県文化財保護審議会委員の任命について

文化財課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 8 5 号議案 学校職員の懲戒処分について

第 8 6 号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 8 7 号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 8 8 号議案 市町村立学校長の人事について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 8 9 号議案 県立学校長の人事について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 9 0 号議案 教育庁等職員の人事について

教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告

令和4年4月20日 署名人